

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	角田市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kakuda.miyagi.jp/soumu/page00123.shtml

執行機関名 角田市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成16年角田市条例第19号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		角田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 2の項 角田市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成16年角田市条例第19号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成16年条例第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条 この条例は、心身障害者の医療費の一部を助成することにより、 <u>適正な医療機会の確保及び経済的負担の軽減</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		角田市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成16年条例第19号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第5条第1項、第3項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第5条第1項の心身障害者の医療費の受給資格の登録の申請(同条第3項の更新の登録の申請を含む。)の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項、第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る心身障害者、当該心身障害者の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る心身障害者、当該心身障害者の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る心身障害者、当該心身障害者の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ト	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請に係る心身障害者、当該心身障害者の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第7条第2項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第7条第2項の心身障害者の医療費の受給資格の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号イ	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項、第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る心身障害者、当該心身障害者の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る心身障害者、当該心身障害者の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る心身障害者、当該心身障害者の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ト	角田市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請に係る心身障害者、当該心身障害者の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報
備考		

○角田市心身障害者医療費の助成に関する条例

平成16年 9月27日 条例第19号

改正

平成16年12月20日 条例第23号

平成20年 3月25日 条例第16号

平成20年 9月30日 条例第31号

平成21年 6月19日 条例第15号

平成22年 3月19日 条例第 5号

平成23年 3月25日 条例第 3号

平成24年 6月18日 条例第14号

平成26年 9月26日 条例第19号

角田市心身障害者医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者の医療費の一部を助成することにより、適正な医療機会の確保及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている者で、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める1級に該当するもの
- (2) 療育手帳交付規則（平成12年宮城県規則第102号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がAとされたもの及び療育手帳の障害の程度がBとされた者のうち知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める職親に更生援護を委託されているもの
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級及び3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害を有する者に限る。）に該当するもの

2 この条例において「保護者」とは、次に掲げる者で、現に心身障害者を監護しているものをいう。

住民票関係情報
市町村民税関係情報
中国残留邦人等支援給付等関係情報
生活保護実施関係情報

- (1) 父又は母
 - (2) 養育者（父母以外の者で、その心身障害者と同居してこれを監護し、かつ、生計を維持するもの）
- (助成対象者)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する心身障害者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける者
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者
- (4) **保護者**が市内に住所を有する者で、他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成の対象として登録をしていないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する心身障害者は、助成対象者としな~~い~~。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) **生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者**又は**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条により支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定による支援給付を含む。）**を受ける者
- (2) 角田市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年角田市条例第18号）第3条に規定する医療費の助成対象者
- (3) 20歳未満（20歳に達する日の属する月を含む。以下同じ。）の心身障害者で次に掲げる者
 - ア **保護者の前年の所得**（1月から9月までに療養の給付を受けた心身障害者の保護者にあつては前々年の所得。以下同じ。）の額が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて規則で定める額以上である者
 - イ 監護する父若しくは母の**配偶者**（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む。以下同じ。)の**前年の所得**の額又はその父若しくは母の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める者をいう。以下同じ。)で、その父若しくは母と生計を同じくする者の**前年の所得**の額が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるもの

ウ 養育者の**配偶者**の前年の所得の額又はその養育者の扶養義務者で、その養育者の生計を維持する者の**前年の所得**の額が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるもの

(4) 20歳以上の心身障害者で次に掲げる者

ア **前年の所得**の額が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上である者

イ **配偶者**の**前年の所得**の額又はその者の扶養義務者で、主としてその者の生計を維持する者の**前年の所得**の額が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるもの

(助成)

第4条 市は、助成対象者に係る医療費のうち、国民健康保険法第42条第1項、規則で定める社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項に定める一部負担金(法令の規定に基づく国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は保険者等の負担による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに附加給付がある場合はその額を控除したものをいう。以下同じ。)について当該助成対象者又は保護者に助成する。ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。

2 前項の規定は、助成対象者又は保護者が当該療養の給付に代えて一部負担金を支払った日から2年以内のものに限るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認めたときは、医療費の助成を行うことができるものとする。

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者又は保護者は、あらかじめ規則で定める登録申請書を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項に規定する登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。

3 受給資格の登録を受けた助成対象者又は保護者が、当該登録の有効期間の満了後も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。ただし、市長が受給資格の登録事項に変更がないと認めた

ときは、更新登録申請書の提出を省略させることができる。

- 4 市長は第1項又は第3項の規定による登録申請書又は更新登録申請書を受理したときは、内容を審査のうえその結果を通知するものとする。

(所得額の確認)

第6条 市長は、前条に定める登録申請（更新申請を含む。）の審査に際し、第3条第2項第3号及び第4号に定める所得の額並びに第4条第1項に定める一部負担金の額を決定する場合において、助成対象者に係る医療保険上における被保険者又は被扶養者の所得の額を確認する必要があるときは、課税台帳その他公簿等により確認することができるものとする。

(受給者証の交付等)

第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により受給資格を登録した者（以下「受給者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

- 2 受給者は、受給資格の登録事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 3 受給者は、転出等の理由により受給資格を喪失したときは、規則で定める返納届を速やかに市長に提出するとともに、受給者証を返納しなければならない。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。

(助成の申請)

第9条 受給者は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則で定める助成申請書により市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の事由により受給者が申請することができないときは、受給者に代わって助成対象者を新たに監護する者又は市長が定める者が申請するものとする。

(助成の決定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定により受給者から申請があったときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る助成額を決定し、規則で定める助成決定通知書により当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、助成対象者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、当該助成対象者に対して第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により、この条例による助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行し、同日以後の療養の給付に係る医療費から適用する。

(受給資格の登録等の特例)

2 この条例の規定により心身障害者医療費の助成の対象となる者に係る第5条から第7条までの規定に関する事務については、この条例の公布の日から行うことができるものとする。

(廃止に伴う経過措置)

3 この条例施行の際現に廃止前の角田市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年角田市条例第29号）の規定によりなされた医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月20日条例第23号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月19日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第5号）

【届出_根拠規範】04_宮城県角田市_1_2

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年6月18日条例第14号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年9月26日条例第19号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。